

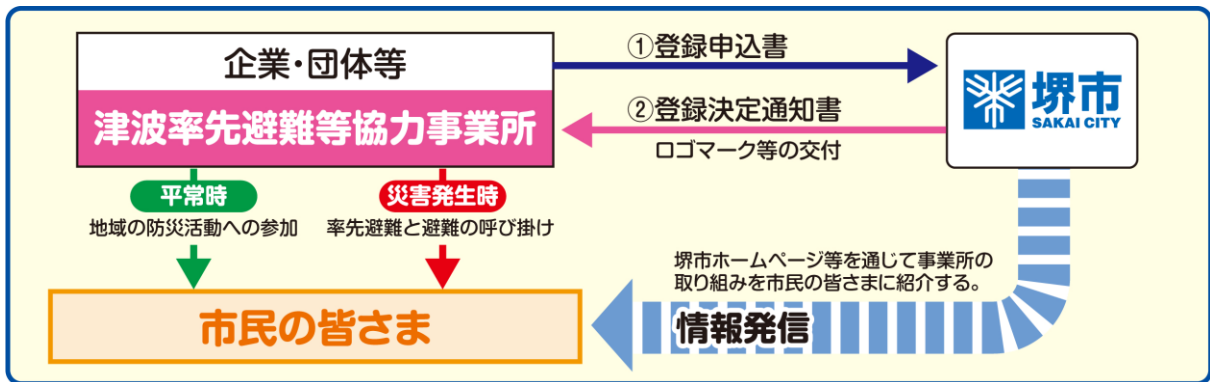
津波率先避難等協力事業所の募集について

堺市防災計画室

市では、津波警報等が発表された際、自ら率先して速やかに避難行動をとりながら、地域住民に避難を呼び掛けることで、ひとりでも多くの市民に避難行動をとってもらう「津波率先避難等協力事業所登録制度」を創設しました。

つきましては、津波浸水想定地域に所在する事業所の皆さまにも新規登録に関して御協力をお願い致します。

1. 登録の流れと制度のイメージ



2. 登録事業所の表示

登録事業所には、ロゴマークと標高表示ステッカーを交付します。

また、堺市のホームページに登録事業所のリストを公開します。

(1) ロゴマーク

(2) 標高表示ステッカー



3. 制度創設の背景

東日本大震災時の避難行動調査では、津波から避難した人のうち約40%の人が『家族または近所の人、会社や同僚が避難しようと言った』、『近所の人から避難していた』ことをきっかけに避難していたことがわかっています。こうした調査結果や、本市が暫定版津波警戒マップ作成において地域と協働で行ったワークショップでの『平日昼間の津波避難には校区内にある近隣の事業所に協力を得ることが有効』といった意見を踏まえて制度を創設しました。

4. 登録事業所の協力事項

- (1) 津波警報等が発表された際、自ら率先して避難行動をとりながら避難目標まで周辺住民に避難の呼びかけを行う。
- (2) おおさか防災ネット（防災情報メールサービス）に登録し、迅速かつ正確な災害情報の収集に努める。
- (3) 本市や自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練等への参加に努め、地域の防災力向上に貢献し、津波以外の災害が発生した際にも、救出活動等の支援に努める。

5. 期待する効果

登録事業所の従業員が速やかに避難行動をとりながら避難を呼び掛けることで、市民の迅速で適切な津波避難行動を促す効果が期待できます。

また、日頃から登録事業所が地域の防災活動などに参加・協力することで、地域の防災力向上につながります。

さらに、従業員の防災意識が向上し事業所の防災対策のレベルアップになります。

6. 登録手続き

(1) 登録開始日：平成25年5月1日

(2) 登録方法：

市ホームページに掲載している「津波率先避難等協力事業所の募集」の内容をご確認の上、様式第1号「登録申込書」をダウンロードし、必要事項を記載し、防災計画室にFAXが電子メール、郵送でご提出ください。

※市ホームページ（URL）

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/tsunami/sossennkyouryokujigyousyo.html>

7. 登録できる事業所

堺区、西区の標高が6.8mより低い津波浸水想定地域内の事業所（臨海コンビナート地区を除く）となります。

問合せ	担当課	防災計画室
	担当者	大前、小山、大上
	直通	072-228-7031
	FAX	072-222-7339
	e-mail	kikan@city.sakai.lg.jp